住宅の登録基準

登録基準

〇 規模

- ・床面積が一定の規模以上であること
 - ※ <u>各戸25㎡以上</u>

ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が 確保されるときは、18㎡以上

- ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準
- 〇 構造:設備
 - ・耐震性を有すること (耐震性を確保する見込みがある場合を含む)
 - ・一定の設備(台所、便所、浴室等) を設置していること
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失し ないこと
- 基本方針・地方公共団体が定める 計画に照らして適切であること 等
- ※ <u>地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性</u> 等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能
- ※ 1戸から登録可能

共同居住型住宅(シェアハウス)の基準

〇 住宅全体

•住宅全体の面積

<u>15 m × N + 10m以上</u>

(N:居住人数、N≥2)

- 〇 専用居室
 - ・専用居室の入居者は1人とする
 - ・専用居室の面積 9㎡以上(造り付けの収納の面積を含む)
- 〇 共用部分
 - ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、 洗濯室(場)、浴室又はシャワー室を設ける
 - ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける
- ※別途、ひとり親向けのシェアハウスの基準あり